

綱紀・懲戒手続 検討のたたき台（案）

- 1 （単位弁護士会の）綱紀委員会の構成委員に裁判官、検察官及び学識経験者の委員を加えることはどうか。
- 2 日弁連綱紀委員会を、法律上の組織とした上、同委員会が、現行の日弁連懲戒委員会に代わって、懲戒請求者からの（単位弁護士会の）綱紀委員会の議決に対する異議申出を審査することはどうか。
- 3 懲戒請求者からの（単位弁護士会の）綱紀委員会の議決に対する異議申出が、日弁連綱紀委員会によって棄却・却下された場合に、懲戒請求者が、国民（学識経験者）が参加して構成される機関（日弁連綱紀審査会・仮称）に更に不服申立をすることができる制度を導入することはどうか。
  - (1) 日弁連綱紀審査会を法律上の組織とすることはどうか。
  - (2) 日弁連綱紀審査会の構成人数は、若干人とし、具体的には、日弁連の会則で定めることはどうか。
  - (3) 日弁連綱紀審査会が懲戒委員会の審査に付することを相当とする議決をした場合の議決の効力をどうするか。例えば、

ア案 日弁連綱紀審査会が、懲戒委員会の審査に付することを相当とする議決をした場合には、日弁連綱紀委員会が再検討し、懲戒委員会の審査に付するか否かを決定することとする（日弁連基本方針）。

イ案 日弁連綱紀審査会が、出席者の3分の2以上の多数で懲戒委員会の審査に付することを相当とする議決をした場合には、懲戒委員会の審査に付することとし、この場合を除き、日弁連綱紀審査会が、懲戒委員会の審査に付することを相当とする議決をした場合には、日弁連綱紀委員会が再検討し、懲戒委員会の審査に付するか否かを決定することとする。

ウ案 日弁連綱紀審査会が、懲戒委員会の審査に付することを相当とする議決をした場合には、懲戒委員会の審査に付することとする。